

岩手県後期高齢者医療広域連合  
重複・多剤投薬者訪問指導業務委託仕様書

1 委託業務名

重複・多剤投薬者訪問指導業務

2 目的

被保険者及びその家族に対し、薬剤師が訪問し、服薬等に関する助言を行うことにより、被保険者の適正な服薬を促し、医療費の適正化を図るとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

4 業務内容及び予定人数

岩手県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を株式会社日本医事保険教育協会（以下「乙」という。）に提供する。乙は、提供を受けたレセプトから重複及び多剤投薬者に係る対象者（以下「対象者」という。）の抽出、内容点検、助言指導（文書送付、**面談・訪問による指導**）を実施し、対象者の行動変容を促すとともに、投薬状況の変化推計を行う。

(1) 業務内容

- ① 対象者の選定
- ② **文書送付**
- ③ **面談・訪問指導の実施**
- ④ 行動変容の推計
- ⑤ 業務実施結果報告書の作成及び提出

(2) 予定人数

- ① 文書送付 **600** 人
- ② **面談指導** **200** 人（上限）
- ③ 訪問指導 **30** 人（上限）（②のうち希望者に実施）

5 業務の詳細

(1) 対象者の選定について

- ① 甲は提供可能な直近3か月分のレセプトデータについて、乙に対して提供する。提供するファイルは、以下のとおりとする。

ア 医科：21\_RECODEINFO\_MED.CSV

イ D P C : 22\_RECODEINFO\_DPC. CSV

ウ 調 剤 : 24\_RECODEINFO\_PHA. CSV

② 乙は提供されたレセプトデータから次の条件に該当する重複及び多剤投薬者の抽出を行う。

ア 重複投薬者 3か月連続して、1か月に同一薬剤または同様の効果効果を持つ薬剤を複数の機関から処方されている者

イ 多剤投薬者 15剤以上服用している者

③ 抽出された対象者のうち、投与数の多い者から対象者を600名選定する。本選定作業は、薬剤師等の専門知識を有する者が行うこと。

④ 乙は、抽出した対象者リスト及び選定した対象者リストを甲に提出するものとする。

## (2) 文書送付の実施

① 乙は選定された対象者に対し、重複投薬者向け並びに多剤投薬者向けの通知文書を作成し、郵送する。この際の宛先情報は甲が準備するものとする。なお、通知文書の内容及び作成にあたっては、あらかじめ甲と協議するものとする。

② 乙は、対象者及びその家族からの問合せ等に対応するため、コールセンターを設置すること。

③ 乙は、①～④の業務を行うにあたっては、あらかじめ甲と協議を行うこと。

## (3) 面談・訪問指導の実施

① 乙は、(2)により通知文書を送付した対象者に対し、薬剤師による面談指導及び訪問指導勧奨を行うものとする。

② 乙は、①による訪問指導勧奨において、薬剤師による訪問を希望する対象者の絞り込みを行うこと。

③ 乙は、薬剤師による訪問指導を希望する対象者に対し、訪問指導を行う。

## (4) 行動変容の推計

文書送付、面談・訪問指導後の行動変容について推計を行う。本推計方法については、甲と協議のうえ実施すること。

## (5) 業務実施結果報告書の作成及び提出

① 乙は、面談・訪問指導が完了したときは、結果報告書を速やかに甲に提出すること。

② 乙は、行動変容の推計が完了したときには、勧奨者行動変容推計表を速やかに甲に提出すること。

③ 上記①及び②に係る様式は任意とするが、あらかじめ甲へ提示し、協議するものとする。

④ 甲は、その他業務遂行状況の確認に必要な書類の提出を乙に求めることができる。

## 6 業務遂行にあたる遵守事項及びその徹底

### (1) 個人情報の取扱い、守秘義務等

- ① 本業務に係る個人情報の取扱いは、慎重かつ丁寧に行い、紛失等の無いよう細心の注意を払って行うこと。

本業務に従事する者に対して、個人情報保護に関する研修を行うとともに、関係諸法令及び契約時に取り交わす「個人情報の保護に関する覚書」を遵守すること。

- ② レセプトデータ等の取扱いは、慎重かつ丁寧に行い、汚損、破損、遺棄、紛失のないよう細心の注意をもって行うこと。また、レセプトデータ等の運搬に関しては、セキュリティが十分に確保できる手段で行い、費用については乙の負担とする。

甲の要請によらないレセプトデータ等の作業場所以外への持ち出しは、厳に禁止する。

### (2) 訪問指導担当者名簿の提出

- ① 委託業務に係る訪問指導担当者の名簿を提出すること。
- ② 名簿には、氏名、住所及び資格の種類と資格取得日、登録番号、勤務する薬局名（所属）を記載すること。
- ③ 訪問指導担当者に変更等があるときは、遅滞なく名簿の差し替えを行い、甲に報告すること。

### (3) その他

訪問指導担当者が訪問指導を行う場合は、必ず名札をつけること。なお、名札の様式は任意とするが、あらかじめ甲に提示し、協議するものとする。

## 7 その他

- (1) 指導勸奨担当者は、調剤薬局等に従事した経験を有すること。
- (2) 面談・訪問指導担当者は、薬剤師であること。
- (3) レセプトファイルの授受
  - ① 暗号化ツールのインストールされたパソコンを乙が用意する。
  - ② 甲で暗号化後に乙に提供する。
- (4) 本業務に係る全ての経費（通知文書の送付、訪問指導に必要な交通費、業務報告に係る書類作成経費等）は乙の負担とする。
- (5) 甲の指定する場所において、業務内容の詳細に係る会議を必要に応じて開催する。
- (6) 対象者及び家族からの苦情や要望等については、乙が速やかに対応し、必要に応じて甲に報告するものとする。
- (7) 甲の承諾が無い限り、乙は、受託業務の一部を第三者に再委託及び譲渡してはならない。

- (8) その他、この仕様書に記載の無い事項及び業務遂行上で疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。